二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字北城字とんよふ一六〇八、字とんよふ道上一六〇八から一六〇九一まで、字トンヨフ道下平一六〇九二、字樫ノ木沢一六〇九四、一六〇九五、字横手道下一六〇九六の一、字横手平一六〇九七、字田平一六二二〇、一六二六二、一六二六四・一六二六六の一・一六二六六のロ・一六二八七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一六二八八、一六二八九のイ、一六二八九のロ、一六三二七から一六三三四まで、一六三三五・一六三三六・一六三三八・一六三三九・一六三四一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字乙塚一六二八三の二、字林口一六二九〇、字カジッコ一六二九五の一、字栗平一六二九七から一六三〇〇まで、一六三〇一のイ、一六三〇一のロ、一六三〇四から一六三〇六まで、一六三〇八、一六三〇九のイ、一六三〇九のロ、一六三一〇から一六三一三まで、一六三一四の一、一六三一四の二、一六三一五、一六三一六、字野戸一六三一九から一六三二四まで、一六三二六、字小林一六三四二、一六三四三の一、一六三四三の二、一六三四三のイ、一六三四四のイ、一六三四四のロ、字横手向一六三四五の一（次の図に示す部分に限る。）、一六三四五の三、一六三四五の五、字二又一六三四六、一六三五二の一、字一枚田一六三四八から一六三五〇まで、一六三五三、一六三五四、字ナメシ一六三五六、字かや場下一六三五八、一六三五九、字中ヲネ一六三六〇、一六三六一、一六三六三、一六三六七、一六三六九から一六三七四まで、字南堤一六三七六、一六三七八、一六三八〇、一六三八一、一六三八三から一六三八五まで、字白蕨一六三八六の一、一六三八六のイ、一六四〇〇、一六四〇一、字大畑一六三八七、一六三八八、一六三八九の一、一六三八九の二、一六三九〇、一六三九一の一、一六三九一の二、一六三九二、一六三九三、字城峯一六三九四、一六三九五、字北堤一六三九八のイ、字二又南平一六四〇二、字水尻一六四〇三、字菱田南平一六四〇四、字菱田道下一六四〇五、字赤畑一六四〇八から一六四一〇まで、一六四一二、一六四一三、一六四一四の二、一六四一四のイ、一六四一五、一六四一七から一六四二一九まで、字菱田一六四二一から一六四二六まで、一六四二九から一六四三三まで、字長畑一六四三四、一六四三五、字西平一六四三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡池田町大字中鵜三二七七、三二八四の一、大字会染九五九の一、下伊那郡阿南町字西條一〇九八の四、豊丘村大字河野五二五〇の一、五二五〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町三岳一一三三一の一九、一一三三一の四六、下伊那郡松川町生田二一七二の二、二一七二の一一、二一七三、阿南町字富草九一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
三岳一一三三一の一九・一一三三一の四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡筑北村大沢新田字ワナバ一四六の イ、一四六の ロ、一四七の一、一四七の ロ、字ワナハ沢一六七、一六八の一、一六八の三、字川原向一七六の三、東条字大沢山三〇七四の二七四、下伊那郡阿智村駒場一〇二五、一〇二六、一〇二七の一、一〇二七の二、南佐久郡北相木村字通岩八二八、八三二の二、八三五の一、八三五の三、八四五の四、八五五の二、字曲谷八五七、八五八の二、字和田久保九五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県秦野市寺山字陣賀九六の二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県杵島郡白石町大字堤字船野山三七八三の四〇（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び白石町役場に備え置いて縦覧に供する。）